

る案があつたので争議会の説明に動かされ、自ら調停局の提示
せんとする案を示すことを躊躇したものがあつたからである
四、一方自己の立場から全然傍観は出来ぬさうして解決する力はない
と云ふ連中は、調停はまじなげ下事業に於て会社の切崩し運動を
益々便宜化せしめんとするからである

四、二十九日、代表は再び命見した調停会を代表して渡辺市長は調停案
として「二百二十三名」の解雇者を認めらるか如何なり。而して他の条件は此の
問題を決定してかく決めようといふので争議会は「調停者は会社の出
店ではない一個の案があるのみだ。会社が断つていふからかうせよ」とい
ば後の話はせぬ、とはまるで会社のいふことで調停者の権威は無い組合
側の意見はす下に幾度も説明してゐるのだから会社側の意見を認め、
而して調停会としての服装を確立して置くべきだ。案を示せ、さうせぬは話

は進まぬ解雇者連も二百三十名の多数の失業者を出すことは、評議会が
絶対反対を調停会は会社の意見を無条件で承認するのから、この
経路の交渉より以て進まず争議会の代表は奮然と席を蹴って歸つた。
五、二十九年後調停会から評議会に交渉の相談があつた。處がそれ以前
後して「調停会は無効である。かつ本部が一致せぬの手を引きたらから
罷りからず」との申言があつた。

六、最初より調停をもつては調停会の途合であるといふ時に会社の番犬の手
段であつたのだ。即ちかくして月末まで引張り解決を知らして切崩しを
やつて無条件退職を自認したのである調停に名を籍した争議切崩し
の策動に外ならぬ。

七、評議会の態度

(一) 三十日、総支部から益々野田中おが出馬した。